

行方不明者に係る情報提供依頼メール配信に関する規則

令和3年11月6日
規則第 19 号

(目的)

第1条 この規則は、けやき台地区近傍の住民の方が行方不明となった場合、けやき台自治会の一斉メール配信システムを活用し、行方不明者に係る情報提供依頼メールを配信することに関して定める。

(メール配信手続き等)

第2条 ひょうご防災ネット等を介して配信された内容で、行方不明者がけやき台地区近傍の住民である場合は、会長又は事務局長の判断によりけやき台自治会の一斉メールによりひょうご防災ネット等の内容を配信する。

2. 発見者からの通報は、直接警察等に通報してもらう。

(関係機関との連携)

第3条 三田市（危機管理課、いきいき高齢者支援課等）及び三田警察署並びに三田市社会福祉協議会等の関係機関と常に連携し、情報の入手や意見交換等を行っていくこととする。

(役員会への報告)

第4条 会長又は事務局長は、行方不明者に係る情報提供依頼を一斉メールで行った場合には、役員会へ報告を行う事とする。

附則 この規則は、令和3年11月6日から施行する。